

工芸で彩るもてなし空間魅力向上事業費補助制度について

1. 趣旨

金沢市では、本市の工芸品の活用を促進し、本市工芸の魅力を発信することを目的として、市内の宿泊施設及び料亭が伝統工芸品等である装飾品等の購入に要する経費に対して、補助金を交付します。

2. 要綱

この制度は、「工芸で彩るもてなし空間魅力向上事業費補助金交付要綱」に基づき実施します。

3. 伝統工芸品等の定義

次の各号すべてに該当し、市長が認めるものを指します。

(1) 本市に住居若しくは工房等を有する作り手又は本市に主たる事業所若しくは生産施設を有し、生産、加工等を行う事業者が制作した製品

(2) 以下に掲げる工芸品固有の技術及び技法が用いられていること

加賀友禅 金沢箔 金沢漆器 九谷焼 金沢仏壇 加賀繻 大樋焼 加賀象嵌
茶の湯釜 桐工芸 郷土玩具 菓子木型 加賀竿 加賀毛針 竹工芸 二俣和紙
加賀水引 銅鑪 金沢和傘 加賀提灯 琴 太鼓 三弦 かつら・かもじ
金沢表具 手捺染型彫刻 陶芸 漆芸 染織 金工 ガラス 木工

(3) 製造過程の主要部分が手工業的であるもの

4. 補助対象となる施設

(1) 宿泊施設

主として観光客の宿泊のために金沢市内で営業するホテル・旅館もしくは簡易宿所又は住宅宿泊事業法に係る住宅で、次の①から③のいずれにも該当する施設

① 研修施設又は福利厚生施設であると認められる施設でないこと

② 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例第2条第1項のラブホテル等に該当しない施設

③ 簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅にあつては、一棟の一部を使用して営業するものではないこと

(2)料亭

和風設備の客席を設け、加賀料理その他の金沢の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせることを主たる業務としている店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本市の和の文化に触れることができるもので、次の各号全てに該当する施設

- ① 本市の区域内において引き続き 20 年以上料亭を営んでいること
- ② 当該店舗が料亭に該当するものとして、金沢市料理業組合の推薦を受けた者であること

5. 補助対象事業者

金沢市内に所在する宿泊施設又は料亭において、金沢の工芸を活用したもてなし空間の魅力向上を目的に、伝統工芸品等である装飾品等の購入を行う者で、市税を滞納していないもの

6. 補助対象経費

補助対象施設において、客室又は共用部に設置する伝統工芸品等である装飾品等の購入に係る費用

(注)次の経費については、補助対象外とします。

- ・装飾品等の設置費用
- ・装飾品等の運搬料
- ・振込手数料
- ・申請者自らが制作した装飾品等の購入費 など

7. 補助金額

補助対象経費の合計額の 1 / 2 以内 (限度額 100 万円)

(注)一の施設につき、補助対象経費の合計額が 30 万円に満たない場合は、補助対象外となります

8. 申請の流れ

金沢市公式ホームページ > 産業・ビジネス > 伝統産業 から様式をダウンロードできます。

申請の流れ	申請の手続き
交付申請 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	◆「補助金交付申請書」(様式あり)の提出 申請書には、次の書類を添付してください。 (1) 「市税滞納状況調査同意書」(様式あり、 <u>押印及び原本の提出必要</u>) (2) 伝統工芸品等である装飾品等の見積書(任意様式) (3) 当該装飾品等について、制作者名及び略歴(任意様式) * 伝統工芸品等の定義に合致するものであることを市が確認するために必要な書類です。 (4) 当該装飾品等の展示計画(任意様式) (5) 施設全体の平面図(任意様式) (6) 当該装飾品等の設置場所の写真(任意様式) (7) 金沢市料理業組合の推薦書(料亭のみ・任意様式)
審査・交付決定 ↓	市は、「補助金交付申請書」を審査し、事業者宛てに「補助金交付決定通知書」を交付します
交付決定後 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	◆事業の実施 ・補助金の交付決定前に事業着手された場合、補助金を受け取ることができません。また、交付決定を受けた補助事業は、事業実施にかかる支払及び設置を含め、令和7年3月31日までに完了が必要です。 ・補助事業の内容(対象経費・対象期間等)に変更があった場合、「補助事業変更申請」のご提出が必要となる場合がありますので、速やかにお申し出ください。なお、補助対象経費が増額した場合でも、増額は認めません。
事業完了後、 15日以内 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	◆「補助事業実績報告書」(様式あり)の提出 報告書には、次の書類を添付してください。 (1) 当該装飾品等の写真(任意様式) (2) 当該装飾品等の設置完了写真(任意様式) (3) 当該装飾品等の支払にかかる「請求書(写し)」(任意様式) (4) (3)にかかる「領収証(写し)」又は「振込明細書(写し)」(任意様式) (5) 補助事業実施にかかる効果報告(任意様式) * 事業の実施状況により、その他資料のご提出をお願いすることがあります。
補助金額確定	実績報告が適正であると認められた場合、補助金額が確定し、市は事業者宛てに「補助金額確定通知書」を送付します。
補助金のお支払	◆「請求書」(様式あり)の提出 市は請求書の内容を確認し、補助金を指定口座に振り込みます。

9. 財産の処分等の制限について

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「処分制限財産」に該当する場合があります。補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されます。処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、補助事業者は必ず市長に承認申請を行い、承認を受けた後でなければ処分できません。

10. 財産の利用状況に関する現地調査等について

補助事業の対象となった財産の利用状況については、必要に応じ、報告を求め、又は現地調査等を実施する場合があります。

<書類提出・お問合せ先>

金沢市経済局クラフト政策推進課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

Tel 076-220-2373 / Fax 076-260-7191

E-mail craft@city.kanazawa.lg.jp



◀申請書ダウンロードは
こちら